

## 製品プラスチック、雑がみのリサイクルの実施及び ごみ分別区分等の変更について

### 1 目的

バケツや洗面器などプラスチック製容器包装以外の製品プラスチック及び割ばしの袋やラップのしんなどの雑がみは、現在、燃えるごみに分類され、焼却処理されているが、更なるごみ減量・リサイクルを図るため、分別区分を変更し、資源ごみとして回収する。

### 2 経過

モデル事業による試行結果や関係者との協議より、本格展開が可能であることが明らかになったことから実施するものとする。

#### 【協議経過等】

#### ○平成 21 年度：リサイクルできる技術を有する市内処理事業者との協議

- ・製品プラスチック：(株)トラスト企画(泉町)
- ・雑がみ：いわき大王製紙(株)(南台)

#### ○平成 22 年 3 月～5 月：モデル事業の実施

- ・郷ヶ丘、中央台の約 700 世帯対象
- ・住民が実際に製品プラスチック、雑がみを排出。それを回収し、量・組成を調査。
- ・モデル事業後、住民へのアンケート調査

〔 本格実施すべきとする住民の意見 製品プラスチック・・・ 79%  
雑がみ・・・・・・・・・・・・ 74% 〕

#### ○平成 22 年 6 月～8 月：関係者との協議

モデル事業の結果に基づき関係者と協議し、合意形成が図れる。

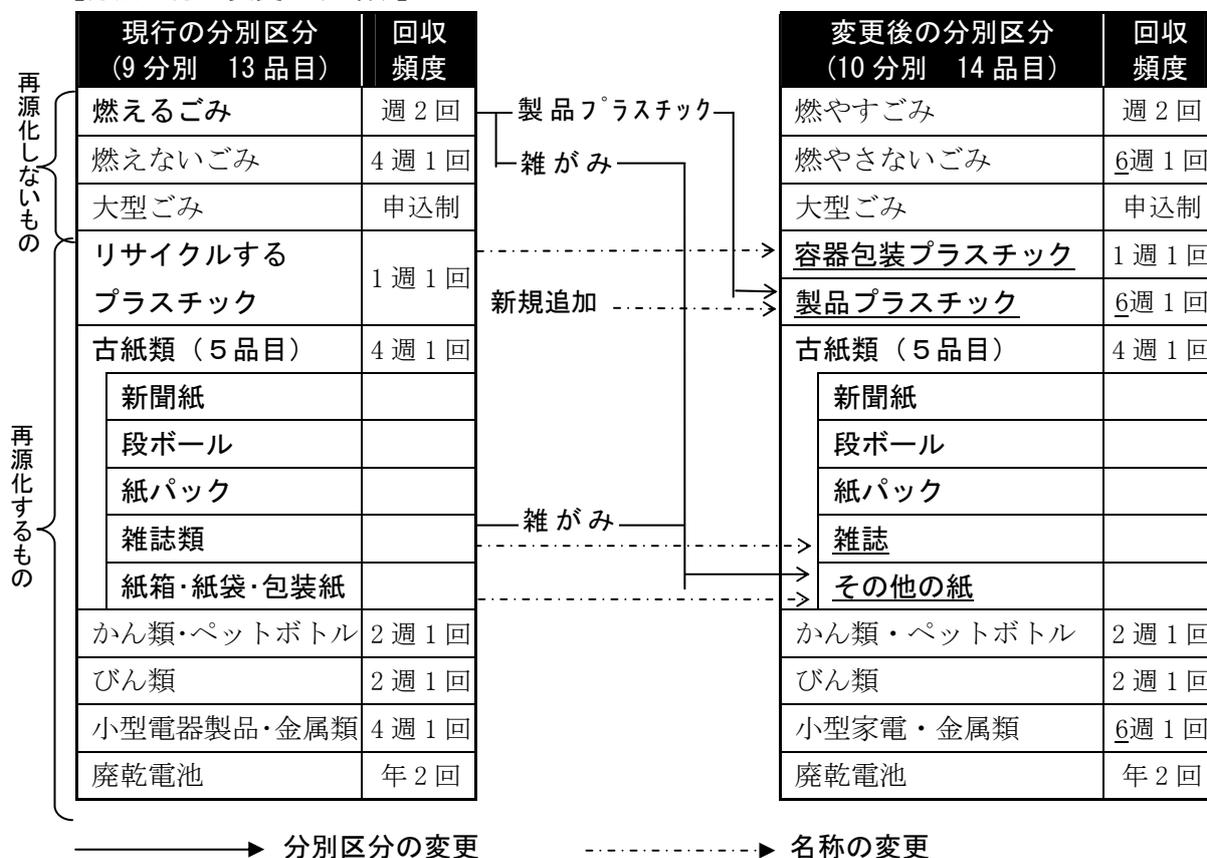
- ・製品プラスチック：(株)トラスト企画
- ・雑がみ：いわき大王製紙(株)、いわき市古紙回収事業協同組合

### 3 変更の内容

#### (1) 概要

項目	製品プラスチック	雑がみ
名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>「リサイクルするプラスチック」を「容器包装プラスチック」に変更 (製品プラスチックとの分別区分を明確にするため)</li> <li>「製品プラスチック」の分別区分を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「雑誌類」を「雑誌」に変更</li> <li>「紙箱・紙袋・包装紙」を「その他の紙」に変更</li> </ul>
分別区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>「燃えるごみ」から「製品プラスチック」に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「燃えるごみ」の雑がみから「その他の紙」に変更(割ばしの袋やラップのしんなど)</li> <li>「雑誌類」の雑がみから「その他の紙」に変更(はがきやメモ用紙など)</li> </ul>
回収頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>6週に1回</li> <li>※「燃えないごみ」、「小型家電・金属類」も4週1回から6週1回に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4週に1回(変更なし)</li> </ul>
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市規格のごみ袋に入れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来どおりひもで縛るほか、紙袋に入れて排出する</li> </ul>

#### 【分別区分の変更 (全体)】



※ 既存分別区分名の微調整も併せて実施 (燃えるごみ、燃えないごみ、小型電器製品・金属類)

## (2) 製品プラスチック

### ①「製品プラスチック」として回収する対象物

プラマークのない製品プラスチック(硬いもの)で禁忌品以外のものを対象とする。

処理事業者において、禁忌品を個別に取り除くことが可能なことから、市民が分別に迷った場合は、「製品プラスチック」として排出することを基本とする。

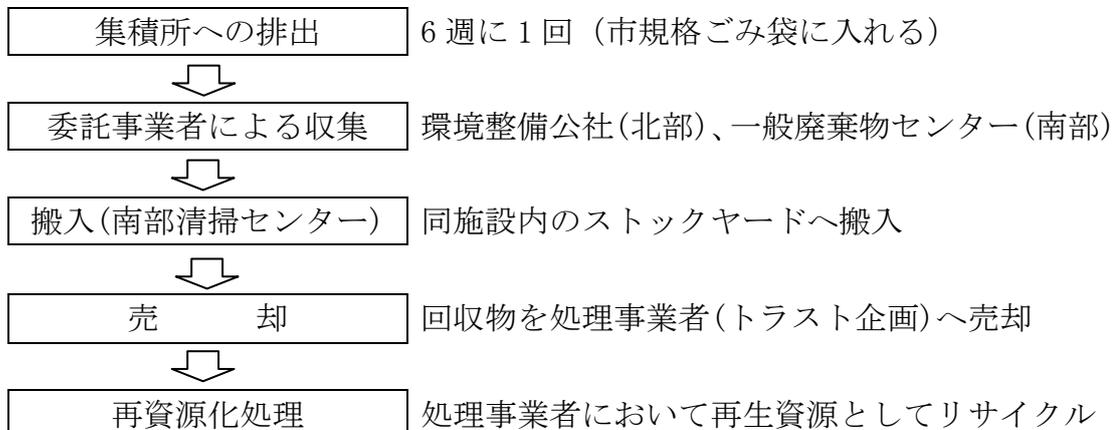
#### 《禁忌品》

- ・柔らかいプラスチック：スポンジ、ビニールシート、レジヤーシート、ラップ、クリアファイルなど
- ・機械に巻きつき破碎しにくいもの：ビデオテープ・カセットテープ、荷造りヒモ、ビニールホースなど
- ・他の素材が多く含まれているもの：取っ手がプラスチック製のおたま、スキーブーツ、内側がステンレス製の水筒など
- ・汚れが取れないプラスチック製品

#### 【製品プラスチックとして分別収集する対象物の例示】

台所用品	ボウル・ザル、三角コーナー、タッパー、弁当箱
バス・トイレ用品	洗面器・たらい、風呂用いす・手桶、トイレブラシ、石鹸おき
収納用品・家具	衣装ケース、収納ケース、ごみ箱、ビデオ・CD・DVDケース
文具	ボールペン、サインペン、筆ばこ、定規
屋外・園芸用品	プランター、植木鉢、ビニールホース、じょうろ、洗車ブラシ
その他家庭用品	バケツ、クーラーボックス、ちりとり、ポリタンク
他の素材が混ざっているが、ほぼプラスチック製品のもの	おもちゃ、洗濯ばさみ、フロッピーディスク

### ②処理までの流れ



### ③想定される効果

モデル地区における1世帯・1日当たりの排出量を算出し、それを1年間のいわき市全体の世帯数の排出量に当てはめ推計すると、当面、年間約300トン程度排出されると考えられる。※

今後、市民の分別の徹底及び事業者のリサイクル技術の向上などにより、増えていくものと思われる。

※モデル地区1世帯1日当たり排出量6.150グラム×いわき市133,270世帯(平成22年4月1日現在)×365日

#### 【参考 可燃ごみ300トンが資源ごみに回った場合】

区 分	家庭系ごみ 排出量(H21)	対 前 年	
		現 状	300トンがリサイクルされた場合
可燃ごみ	72,873 トン	△2,673 トン(△3.5%)	△2,973 トン(△4.1%)
資源ごみ	8,664 トン	△126 トン(△1.4%)	174 トン (2.0%)

なお、事業者はトン当たり1,000円程度で買い取る意向を示しており、年間約30万円程度の歳入の確保が見込まれる。

また、収集経費については「燃えないごみ」、「小型家電・金属類」の収集回数を4週1回から6週1回にすることで、全体としては増加しない。

### (3) 雑がみ

#### ①「その他の紙」として回収する対象物

新聞紙、段ボール、紙パック、雑誌及び禁忌品以外の紙を対象とする。

処理事業者において、禁忌品を個別に取り除くことが困難なことから、市民が分別に迷った場合は、「その他の紙」ではなく、「燃えるごみ」として排出することを基本とする。

#### 《禁忌品》

##### ・特殊な紙

写真・アルバム、  
圧着はがき、  
マッチ箱、  
防水加工紙(ビニールコートされた紙、油紙)  
感光紙(青焼きコピー紙)  
捺染紙(アイロンプリント、縫製用の型紙)

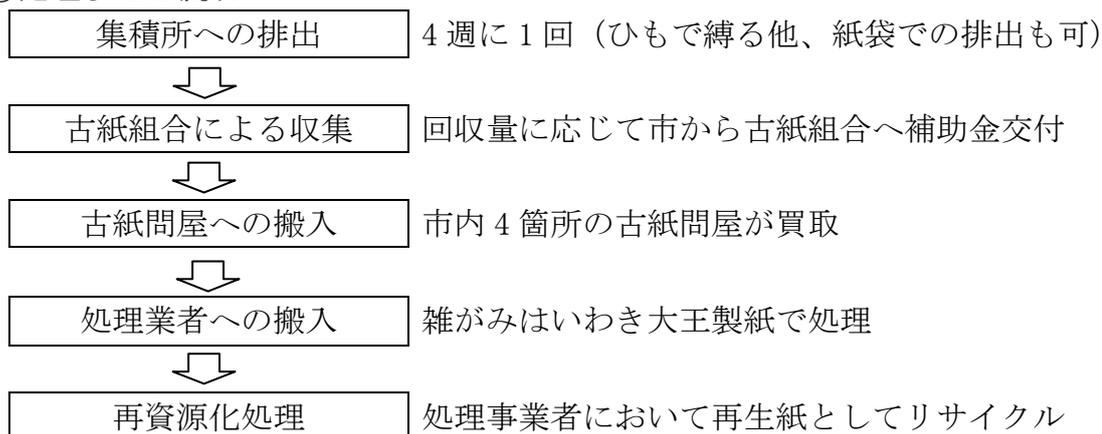
##### ・汚れた紙類

##### ・強いにおいの染み付いた紙

【その他の紙として分別収集する対象物の例示】

食品や油がついたもの (洗浄しリサイクル)	ケーキ、ドーナツの箱、アイスクリームの容器、紙コップ、 カーボン紙
紙以外の素材がついたもの	カップめんのかぶた、ジュースの紙パック、レシートなど感 熱紙
強いにおいがついたもの	線香の箱、洗濯洗剤の箱(洗浄)
結末に適さないもの	ガムの包み紙、割ばしの紙、トイレットペーパーのしん

②処理までの流れ



③想定される効果

モデル地区における1世帯・1日当たりの排出量を算出し、それを1年間の  
いわき市全体の世帯数の排出量に当てはめ推計すると、当面、年間約83トン  
程度排出されると考えられる。※

今後、市民の分別の徹底及び事業者のリサイクル技術の向上などにより、増  
えていくものと思われる。

※モデル地区1世帯1日当たり排出量1.6556グラム×いわき市133,270世帯(平成22年4  
月1日現在)×365日

【参考 可燃ごみ83トンが資源ごみに回った場合】

区 分	家庭系ごみ 排出量(H21)	対 前 年	
		現 状	83トンがリサイクルされた場合
可燃ごみ	72,873 トン	△2,673 トン(△3.5%)	△2,756 トン(△3.8%)
資源ごみ	8,664 トン	△126 トン(△1.4%)	△43 トン(△0.5%)

なお、集積所より古紙の回収をいわき市古紙回収事業協同組合に対し、古紙  
回収事業奨励補助金を1トン当たり4,000円を交付することとしており、年間  
約33万円程度の歳出増が見込まれる。(製品プラスチックの売却収入とほぼ同  
額)

#### 4 今後の処理

例年1月に全戸配布しているごみカレンダーへの掲載することが、円滑な実施につながることから、平成23年1月からの実施とする。

実施にあたっては、分別区分の変更となるため、廃棄物処理法上、市町村一般廃棄物処理計画への位置づけが必要になる(法第6条第2項第3号)。本市においては、同処理計画の変更はいわき市廃棄物減量等推進協議会における審議を経ており、同審議会の了承を得て行うものとする。

また、審議会の了承後は、1月からの実施に先立ち、各地区説明を行うなど、周知啓発も積極的に行うものとする。

さらに、事業実施当初の3ヶ月間は、本年度事業のごみ分別適正排出パトロール事業(福島県緊急雇用創出基金事業)において委託にて雇用しているパトロール従事者(8名)が集積所を巡回し、各ごみ集積所の管理者と共同で、集積所への排出者に対して周知・指導するなど、分別変更の浸透を図る。

##### 【事業展開の流れ】

年月	意思決定・実施関係	市民等への周知関係	その他
平成22年 9月	庁内意思決定		
10月	いわき市廃棄物減量等推進審議会(10/6) (処理計画への反映)	支所長会議(10/28) 保健委員会理事会説明 (下旬)	ごみカレンダー、リーフレット作成準備
11月		地区説明(行政嘱託員、保健委員、支所関係者等) 報道機関へ周知 ホームページ掲載	関係委託業者等へ通知
12月		「広報いわき」掲載 ごみカレンダー掲載 リーフレット世帯回覧	
平成23年 1月	事業実施		ごみ分別の周知・指導 (ごみ分別適正排出パトロール事業)
2月			
3月			

